

利 用 規 約

両備ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、岡山県岡山市北区磨屋町3-10に所在する岡山ニューシティビル（以下「本建物」という。）において、当社が運営するメンバー制シェアリングオフィス「クリエイティブ コワーキングスペース TOGITOGI」（以下、「本施設」という。）を利用する権利を有するメンバー制組織（以下、かかる組織の会員を「メンバー」という。）への入会に関し（以下、かかる入会に関する契約を「メンバー契約」という。）、次の通り入会規約（第29条に基づく改定後の規約を含み、以下「本規約」という。）を制定する。

本施設を利用するには、本規約の内容を十分に理解の上、本規約を遵守すること。また、本規約に違反し、当社または本施設の他の利用者等に迷惑を及ぼすと認められる場合には、本施設の利用停止・損害賠償の請求等の措置を取る場合がある。なお、本規約は、管理運営上の都合その他の事由により随時その内容が改定または変更されることがある。本規約の内容が変更された場合には、本施設の公式ホームページ上での掲載をもって通知することとする。

第1条（本施設の表示）

本施設の名称：クリエイティブ コワーキングスペース TOGITOGI

本施設の賃借人および運営管理者： 両備ホールディングス株式会社

所在地：岡山県岡山市北区磨屋町3-10 岡山ニューシティビル2階

第2条（利用許諾、契約種別）

1. 当社は、メンバーに対し本施設の利用を認め、メンバーはその利用にあたり、本規約で定めるところを遵守する。
2. コワーキングエリア利用メンバーの契約種別は以下とする。
 - ①月額会員：すべての席が利用可能
3. プライベートエリア利用メンバーの契約種別は部屋毎に以下のような契約とする。
 - ①個室大（倉庫付）：個室と室内倉庫の占有利用とコワーキングエリアが利用可能
 - ②個室大：個室の占有利用とコワーキングエリアが利用可能
 - ③個室中：個室の占有利用とコワーキングエリアが利用可能
 - ④個室小：個室の占有利用とコワーキングエリアが利用可能

メンバーは、入会に際し希望する契約種別を選択の上、入会申込書に契約種別を明記するものとする。

第3条（入会手続等）

1. 入会希望者は、当社所定の入会申込書に必要事項を記入の上、当社に提出するものとする。
2. 当社は、前項の入会申込書を受領後遅滞なく審査を行い、入会の可否を判断するものとし、結果を入会希望者に対して電話、メール等適宜の方法により通知する。
3. 入会を認められたメンバーは、入会時まで、入会事務手数料として契約種別に応じた以下の金額を当社指定の方法により支払うものとする。この入会金は預託金の性質はなく、メンバーの退会時に返金、清算等は行わないものとする。

(1) コワーキングエリア利用メンバー

①月額会員：10,000円/1人 ②法人会員：10,000円/1法人×契約数（※同一法人で複数契約の場合は第5条の2に定める法人割引制度あり。）

(2) プライベートエリア利用メンバー

一律金50,000円（税別）

第4条（契約締結）

メンバーは、当社による入会承認後、遅滞なく当社と入会契約を締結するものとする。

第5条（会費等）

1. メンバーは、本施設利用の対価として、指定期間ごとの契約を前提に、以下の会費を支払うものとする。なお、会費は各契約締結時に全額を支払うものとし、第6条第1項に基づき、各契約が自動更新される場合には、メンバーは当月分の会費を翌々月15日までに支払うものとする。ただし、本条第4項第3号のクレジットカードによる支払いについては、当月分の会費を当月の1日から20日の間に支払うものとする。

コワーキングエリア利用メンバー

契約種別	会費	備考
月額会員・法人会員	金22,500円/月（税別）	1人（1法人）当たり

プライベートエリア利用メンバー

契約種別	会費	備考
個室特大（倉庫付）	金220,000円/月（税別）	約18.0㎡+約7.0㎡ 定員7名
個室大	金160,000円/月（税別）	約14.5㎡ 定員5名
個室中	金130,000円/月（税別）	約12.0㎡ 定員4名
個室小	金105,000円/月（税別）	約9.7㎡ 定員2名

2. 前項に定める会費には、以下の項目を含むものとする。

- ①本施設内および本建物共用部の上下水道、光熱、空調に関する費用
- ②本施設内および本建物共用部のトイレ清掃および衛生、環境維持費用
- ③その他本施設および本建物共用部の施設および設備の維持管理費用

3. 当社は、物価や税率の急激な上昇などに起因する維持管理費等の増減により会費が不相当となったと合理的に判断した場合、本施設内における掲示等適切な方法によりメンバーに事前通知を行った上、本条第1項に定める会費および別紙1記載のオプションサービス料金を改定することができる。

4. メンバーは、会費その他の料金を、以下各号のいずれかにより支払う。なお、支払いに掛かる手数料はメンバー負担とする。この際、消費税については支払時の税率を採用する。

- ①当社より請求書を受領後、規定日までに当社の指定する銀行口座への振込

②口座振替による支払い

③各種クレジットカードによる支払

5. 当社は、会費の領収についてメンバーからの依頼がない限り、領収書を発行しない。
6. 契約種別を変更する場合は、変更日の1か月前までに書面（変更届）にて申し込むものとする。
7. 当社は、入会促進や受益者還元のための割引価格として、第1項に定める会費を任意に変更することができる。また、変更した会費を既メンバーに適用することができるものとする。

第5条の2（法人割引）

1. 前条にかかわらず、以下の条件を全て満たす法人会員については、本条に定める会費を適用するものとする。

《法人割引適用条件》

①法人登記された法人であること

②同一法人名義にてコワーキングスペースを3口以上同時に契約していること

《法人割引価格》

一口当たり金20,000円/月（税別）

例：法人会員会費

1法人で1口又は2口契約：22,500円×口数/月（税別）

1法人で3口以上契約：20,000円×口数/月（税別）

第6条（メンバー契約期間および中途解除）

1. メンバー契約は1日開始、末日終了を基本とし、その有効期間は契約日より1か月とする。その更新は以降1か月ごとに自動で行われるものとする。但し月額費用の日割り料金を支払うことで途中入会できることとする。
2. メンバーは、メンバー契約の更新をしない場合（もしくは退会を希望する場合）には、契約解除希望月の末日14日前までに、メンバー契約を解除する旨の意思表示を書面にて、当社に通知しなければならない。書面での通知を怠った場合、メンバー契約の解除はできないものとする。ただし、メンバー契約締結時に1か月でメンバー契約を終了させる旨の意思表示を行った場合はこの限りでない。
3. メンバーは、メンバー契約を解除する旨の意思表示を、書面により提示した場合には、メンバーが申し入れた日が属する月の翌月末日までの会費を支払うことにより即時退会することができる。
4. メンバーは、本施設が本建物所有者である三井住友信託銀行株式会社の信託財産であり、当社と本建物所有者が結ぶ本施設に関する賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）が理由の如何を問わず終了した場合には、賃貸借契約終了日をもって、メンバー契約が終了することに予め同意する。

第6条の2（休会）

1. 会員は、当社の定める事由に該当する場合、休会の手続きを取ることができることとする。
2. 休会手続きの完了日と休会期間との関係は以下に定める通りとし、休会期間中は会費の支払いが免除されることとする。
 - ①休会開始日の14日（本施設が休館日の場合は、翌営業日）前までに休会届を提出し、休会手続きが完了した場合、休会開始月は休会手続き完了月の翌月またはそれ以降の月のうち、会員が休会手続き時に指定する月とする。
 - ②休会手続きの完了が休会開始日の14日（本施設が休館日の場合は、翌営業日）前より遅くなった場合、休会

開始月は休会手続き完了月の翌々月またはそれ以降の月のうち、会員が休会手続き時に指定する月とする。

③休会期間は最長6カ月間とし、会員は休会手続き時に再開時に復会届を提出するものとする。

3. 休会開始月から6カ月経過した時点で再開のお申し出がない場合には、自動的に退会扱いとする。
4. 休会時には会員証、ロッカーキーなどの貸与品を一時ご返却いただくものとする。
5. シェアオフィス、郵便受け、社名プレート、登記住所は休会中確保することができないものとする。

第7条（休業日と営業時間）

1. 本施設の休業日は、本建物および本施設の定めるスケジュールに従うものとする。ただし、本施設の維持管理上必要な場合は、予め本施設内における掲示その他の適切な方法により告示の上、休業する場合がある。メンバーは、かかる休業に関して当社に対し異議および会費の減額を申し立てることはできない。
2. 本施設の営業時間（以下「営業時間」という。）は、0：00～24：00とする。ただし、本施設勤務者（以下「スタッフ」という。）の滞在時間は9：00～18：00とする。この滞在時間は、状況に応じ変化する場合がある。スタッフの滞在時間について変更があった場合は、メンバーへの周知を滞りなく行う。
3. 本施設への入館時間等については下記の通りとする。ただし、当社が別途定める本施設の休業日等の場合にはこの限りではない。

本建物の入口開放時間

	本施設 1階出入口	本建物 正面出入口
メンバー	常時利用可能	9：00～18：00 利用可能
メンバー以外の利用者	9：00～18：00 利用可能	9：00～18：00 利用可能

第8条（利用範囲および利用形態）

1. 当社は、メンバーに対し、本施設および施設に付帯する設備を本規約および当社の指示に則り利用することを認める。
2. メンバーは、本施設をメンバー契約締結時の原状のまま利用するものとし、当社の事前の書面による承諾なく、模様替え、造作の設置その他原状の変更を行ってはならない。なお、当社の承諾を得て原状変更を行った場合は、メンバー契約終了時にメンバーが責任をもって入居時の原状に復するものとする。
3. メンバーは、本施設が、本建物所有者が所有する本建物の一部に、本建物所有者との賃貸借により当社が入居し運営している施設であることを理解し、本施設および本建物共用部の利用にあたっては本条第1項に加えて、岡山ニューシティビル館内規則および館内規則付則（以下「館内規則」という。）に定める内容を遵守するものとし、当社および本建物所有者からの指示があった場合、これに従うものとする。
4. メンバーは、第9条第7項において定めるオプションサービスを、メンバー契約の有効期間内に限り、所定の条件に従って利用することができる。

第9条（本施設の利用）

1. 本規約における「利用」とは、メンバーが本施設および本施設内の設備等の共用利用を認めることであって、これらの排他的な占有権限を与えるものではなく、当社とメンバーは、本規約およびメンバー制組織への入会が、借地借家法の適用を受ける建物賃貸借契約に該当せず、メンバーにいかなる意味においても賃借権及び敷金返還請求権、本施設及び造作設備について支出した諸費用の償還請求若しくは移転料、立退料、権利金、造作買取請求権等一切の金銭請求権が発生しないことにつき予め合意する。

2. メンバーは、すべての席において、第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行う事ができるものとする。ただし、家具什器類の移動や、机や椅子等の場所に私物を置くことにより長時間の占有（場所取り）等を行ってはならない。また、メンバー席について、一度に複数の席を占有する、継続して長時間占有する等、他の利用者が不便に感じるような席の利用を行ってはならない。
3. 本施設内は指定された喫煙スペースを除き、全面禁煙とする。また、本施設内の飲酒に関しては原則として禁止とする。ただし、当社が事前に認めた本施設内におけるイベントを行なう場合で、当社が当該イベントの開催中に飲酒を認めた場合はその限りではない。
4. メンバーは、本施設内において食事を摂ることができる。ただし、他人の迷惑となる可能性のある飲食物（香りの強い食品など）は禁止とする。
5. ゴミ処理に関し、メンバーは本施設に設けられた共同ゴミ箱に、分別して廃棄しなければならない。
6. メンバーはロッカー利用を希望する際、入会申込時にロッカー利用を希望する旨を記載し、当社に提出する。メンバーは、ロッカー利用終了に際し、ロッカー内の私物を全て撤去し、最低限の清潔を保った状況で返却しなければならない。また、利用終了時には残置物の有無および原状復帰がなされているかをスタッフ立会の元、確認する。この際、原状復帰に掛かる費用についてはメンバー負担とする。万が一、先述した残置物の確認が出来ないままロッカー利用が終了した場合、ロッカー内に残っている残置物については利用終了時にその所有権を放棄したものとみなし、当社側で処分する。かかる処分に要する費用はメンバーの負担とする。
7. メンバーは、別途料金を支払うことにより、別紙記載のオプションサービスを利用できる。
8. その他本施設の利用について、メンバーは「ご利用のしおり」に記載されている内容を把握し、これを遵守しなければならない。なお、当社は「ご利用のしおり」の内容を都度状況に応じ、メンバーの許可を得ることなく変更することができる。変更があった際には本施設内における掲示等適切な方法によりメンバーに周知する。
9. メンバーは、当社がメンバーに対して返還することを要する金銭の返還債務がある場合、当該返還債務は当社のみが負担し、本施設の所有者たる三井住友信託銀行株式会社は負担しないことを承諾する。

第10条（善管注意義務、ならびに私物の管理）

1. メンバーは、当社が定める本規約等ならびに館内規則を遵守し、本施設および本建物共用部を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとする。
2. メンバーの私物管理については、自己責任とする。万が一、メンバーの私物に紛失、盗難、破損、汚染など損害が生じてても当社は一切その責任を負わない。

第11条（訪問者）

1. 本施設の訪問者については、メンバーの同行がある場合またはメンバーに招待された場合にのみ、本施設のスタッフ滞在時間内に限り、一時利用者として本施設の利用が許されるものとする。
2. 訪問者についても本規約は適用され、招待したメンバーは訪問者にこれを遵守させるとともに訪問者に関する一切の責任については招待したメンバーがこれを負担する。
3. 訪問者は、受付時、スタッフ指示の元、所定の手続きを経てから本施設を利用するものとする。
4. 訪問者受け入れについては、以下の通り定めるものとする。
 - ①訪問者の受け入れ可能人数は原則として同時に2名まで
 - ②訪問者の滞在可能時間は原則として2時間まで
5. メンバーは、本条で定める訪問者に対するサービスについて、今後変更の可能性があることを予め承諾する。

第12条（費用負担）

メンバーが故意または過失により、本施設内に設置された家具什器備品等を破損または毀損した場合、メンバーは、その原状回復に必要な修理や交換等にかかる費用を負担する。

第13条（修繕）

1. 当社および本建物所有者が実施する修繕には、次に掲げるものなどがある。
 - ①本施設および本建物共用部の躯体および付属施設の維持保全に必要な修繕
 - ②電気・上下水道等インフラ設備に関する修繕
 - ③本施設、本建物共用部にある情報設備に関する修繕
 - ④本施設および本建物共用部の修繕
2. メンバーは、修繕すべき個所を発見したときは、速やかに当社に知らせなければならない。
3. メンバーは、本施設または本建物共用部に破損箇所を生じさせたときは、当社に直ちに届け出なければならない。かかる破損がメンバーの故意過失により生じた場合には、その損害については、当該メンバーがその賠償責任を負う。
4. 第1項の規定に基づき、当社または本建物所有者が修繕を行う場合、当社はあらかじめ、その旨をメンバーに通知する。この場合において、メンバーは、当該修繕の実施を拒否できない。
5. 当社および本建物所有者が、本施設および本建物共用部（付帯設備を含む）の修理、改修または増築のため、本施設および本建物共用部の全部若しくは一部の利用を中止する必要があると認めるときは、メンバーに対し、本施設の全体もしくは一部の利用中止を要請することがある。この場合において、メンバーは、当該要請を拒否できない。また、メンバーは当該利用中止期間に対する会費の減額、補償等の請求を行うことはできない。

第14条（セキュリティカードの発行）

1. 当社は、メンバーに対し、本施設への出入りに必要なセキュリティカードを貸与する。
2. セキュリティカードに関して以下の各号に定める行為を禁止する。
 - ①セキュリティカードを第三者に貸与、譲渡および担保に供すること
 - ②セキュリティカードの所有権を第三者に移行すること
 - ③セキュリティカードを複製、偽造、改造、変造すること
3. 発行されたセキュリティカードについて紛失、破損、盗難が発生した場合に、メンバーは、直ちにその旨を当社に届け出なければならない。この届出を怠り、当社に損害が生じた場合、メンバーは、その損害の一切についての賠償責任を負う。なお、セキュリティカードを再発行する場合、メンバーは、再発行手数料として金5,000円を負担する。
4. メンバーは、退会時にはセキュリティカードを当社に返却しなければならない。

第15条（イベントとコミュニケーション）

1. 当社は、本施設内において、本施設および地域の活性化やメンバー相互の親睦を図る目的のため、セミナー、パーティー、イベント等（以下「イベント等」という。）を主催することがある。その際当社は、メンバーに事前に告知を行うことでイベント等のために本施設を占有し使用することができる。
2. メンバーは、前項のイベント等の実施について予め承諾し、可能な範囲でその実施に協力するものとする。
3. 当社は、イベント等の開催に関する情報を速やかにメンバーへポスターの掲示、ホームページ、もしくはメー

ル配信サービス等を使用して告知するものとする。

4. メンバーがイベントに参加する際、別途参加料金や利用料金が発生する場合がある。
5. メンバーがイベント等の開催を行い、このために本施設の占有および使用を希望する場合、事前にスタッフと相談し、当社の承諾を得るものとする。

第16条（権利義務の譲渡等の禁止）

メンバーは、本規約により生じる一切の権利義務（債権および債務を含む）の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の用に供してはならない。

第17条（禁止または制限される行為）

1. メンバーは、本施設内の設置物の移動を行ってはならない。ただし、キャスター付家具の移動を除く。
2. メンバーは、本建物ならびに本施設内（本建物共用部を含む。以下同様。）において次の各号に該当する行為および本施設または当社もしくは他のメンバーに損害や迷惑をおよぼす行為等を行ってはならない。
 - ①当社が指定した禁止箇所への立ち入り
 - ②あらかじめ指定された駐車場以外への車両進入および駐車
 - ③下駄、スパイク等床面を著しく傷つける履物での立ち入り
 - ④他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑をおよぼす行為ならびに音、振動、臭気等を発し他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑をおよぼす可能性のある物品の持ち込み
 - ⑤本施設内の通路等および階段、廊下等の共用部分を占有することまたは物品を置くこと
 - ⑥本施設内での動物の飼育や持込み（当社の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）
 - ⑦本建物や本施設の通路や階段、廊下、外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物の掲示等を行うこと
 - ⑧本施設内にてネットワークビジネス、MLM、マルチ商法、保険、情報教材などの販売、勧誘、斡旋などを行うこと。同様に、本施設内にて無断で物販の他営業活動を行うこと、ならびに宗教活動、政治活動を行うこと
 - ⑨本施設内で火気等を使用または火気を持ち込みすること
 - ⑩本施設内で行う無断での撮影、録音、録画行為、および左記データをSNS等にアップロードする行為
 - ⑪違法行為もしくは公序良俗に反する行為、その他、社会通念上不適切と判断される行為
 - ⑫前各号のほか、当社が本建物や本施設の運営または維持のために禁止した一切の行為

第18条（届出事項）

1. メンバーは、入会申込書または契約書の記載事項に変更があった場合、直ちに変更届により当社に届け出るものとする。
2. メンバーが前項の届出を怠ったため、当社からメンバーに対してなされるべき通知又または送付されるべき書類等が延着、または到着しない場合においても、期日までに到着したものとみなす。その際、メンバーに損害が生じても、当社はその賠償責任を負わない。

第19条（保守点検等）

1. メンバーは、本建物所有者が、本建物および本施設内の電気設備について法令に基づく点検を行なうことにより、年に数回の停電作業が発生する可能性があることを予め了承する。
2. メンバーは、前項の他に本建物および本施設内の設備について法令に基づく点検や定期清掃等を行なうことにより、施設が休業する可能性があることを予め了承する。なお、本条の事由を理由とした施設休業は作業決定

後速やかにスタッフより掲示される。

3. メンバーは、本条第1項、2項における停電または休業に際し、本建物所有者または当社に対しなんらの要求をすることはできない。
4. 本条第1項および第2項の規定に基づく点検立ち入りの際、メンバーは、点検作業者に協力し、正当な理由がある場合を除き、第1項の規定に基づく立ち入りを拒否することができない。

第20条（遅延損害金）

1. メンバーが、本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延し、当社による督促後14日を超えてもその債務を履行しない場合、メンバーは当社に対し、遅延期間中の当該債務に関する滞納額につき年14.6%の割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする）で計算した（1円未満を除く）遅延損害金を支払わなければならない。なお、メンバーは、遅延損害金を支払った場合でも、当社のメンバー契約解除権の行使を免れるものではない。
2. 前項の場合、当社は入会保証金を当該金銭債務に充当することができるものとし、メンバーはこれにより不足した入会保証金を補填する義務を負うものとする。

第21条（損害賠償）

1. メンバーが、故意過失により本建物所有者、当社または他のメンバーもしくは第三社に損害を与えた場合、メンバーは当社に対し、直ちにその旨を通知するとともに、誠意をもって自ら対処し、当社および本建物所有者に一切の迷惑をかけてはならない。
2. 当社が、本規約に定める義務を怠りメンバーに損害が生じ、当社にその損害を賠償する責が認められた場合、当社の賠償額は、当該月における第5条に定める会費の12か月分を上限とする。

第22条（免責事項）

メンバーが、次に掲げる事由により被った損害について、当社はその責めを負わない。

- ①地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等不可抗力による災害、停電、盗難、IT インフラ等通信機器その他設備機器の偶発的不調や故障等、当社の責めに帰すことのできない事由
- ②上記の事由以外に本施設もしくは本建物を閉鎖せざるを得ない際に被った損害
- ③メンバーが他のメンバーもしくは第三者から被った損害

第23条（不可抗力による契約の消滅）

前条第1号記載の事由により、本施設の全部または一部が滅失または毀損し、メンバー契約の目的を達成することが不可能または困難となった場合、メンバー契約は当然に終了する。これにより当社またはメンバーの被った損害につき、相手方はその責めを負わないものとする。

第24条（メンバー契約の解除）

1. 当社は、メンバーにおいて次の各号のいずれかに該当した場合、メンバーに対し通知、催告、その他何らの手続きを要することなく、直ちにメンバー契約を解除することができる。
 - ①入会時の申告事由に虚偽または不正があったとき
 - ②メンバー契約を継続しがたいと判断できる行為があり、当社がメンバーに対し行為を改めるよう相当期間を定め催告したにもかかわらず、当該期間内に是正しないとき

- ③当社による催告にもかかわらず、会費等の支払いを30日以上遅延したとき
 - ④本規約に違反したとき
 - ⑤著しく信用を失墜する事実があったとき
 - ⑥暴力団もしくは極左・極右暴力団の構成員またはこれらの支配下にあるなど、反社会的勢力等と関係有ることが判明したとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
 - ⑦当社または他のメンバー等本施設の利用者に対し、損害を与えたとき
 - ⑧故意または過失により、本建物または本施設を毀損したとき
 - ⑨破産手続を含む、銀行取引停止処分を受けたとき
2. 前項①～⑥により、当社がメンバー契約を解除した場合、当社はメンバーに対し会費の2か月分を違約金として請求することができる。
3. 第1項⑦～⑧によりメンバー契約が解除された場合において、当社に損害が及んだ場合、メンバーはその損害賠償の責任を免れない。

第25条（メンバー契約終了後の措置）

1. メンバーは、その終了原因を問わずメンバー契約が終了した場合、直ちに当社から貸与を受けた一切の物を返却し、本施設内に存在する一切の私物を撤去するものとする。終了後1ヶ月の期間が経過した後も本施設内に私物（次項に基づく変更手続の実施前に本施設に届けられた郵送物等を含む。）が残置されている場合、メンバーにおいて当該私物に係る所有権を放棄したものとみなして、当社はメンバーの費用負担にて当該私物を撤去することができるものとする。この場合、メンバーは、当社に対して一切の異議を述べることができない。
2. メンバー契約が終了した場合、メンバーは直ちに、第9条第7項に基づいて実施した登記、許認可等の変更手続をしなければならない。また、本施設の住所または電話番号を自らの事務所の所在地または連絡先にしていない場合、これについても直ちに変更手続（これらの事項を掲載したHP等の媒体上の記載の変更を含む。）を実施しなければならない。

第26条（情報管理）

本施設は、個人や法人を超え、垣根を廃した交流の場を設けることを目的のひとつとしており、本施設内において、メンバー間で絶えず会話や情報交換が行われることがある。そのため、メンバーは自らの責任でその一切の情報を管理しなければならない。万が一、メンバーの情報が漏洩した場合でも、当社は一切その責任を負わない。

第27条（雑則）

1. メンバーは、本建物の内外を問わず、近隣店舗、住民、ならびに本施設利用者に迷惑をかけないように配慮するものとし、騒音、振動、臭気等の問題を起こさないように十分な注意を払わなければならない。また、メンバー間でのトラブルを未然に防止するため、メンバーは、本施設内において他のメンバーへ十分な配慮を行わなければならない。
2. メンバーは、本施設がメンバー相互の共用の場であることを認識し、本施設の内外を問わず、本施設の美化ならびに自身の身だしなみ等を清潔に保つよう努めることとする。

第28条（反社会的勢力の排除など）

1. メンバーもしくはメンバーの下請者およびその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が数次にわたるときは、その全てを含む。）は、以下の各号のいずれかに該当する者（以下、「否認先」という。）に

該当せず、また、否認先が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ①集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する虞のある団体又は当該団体の構成員と判断される者。
- ②無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号、その後の改正を含む。）に基づき処分を受けた団体に属している者、その他これらに類する団体に属している者。
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、その後の改正を含む。）第2条第1項に定義される風俗営業若しくは第5項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者又はこれのために貸室等を利用しようとする者。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含む。）第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員又はこれらの関連者。
- ⑤組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号、その後の改正を含む。）に定める犯罪収益等隠匿又は犯罪収益等收受を行い又は行っている疑いのある者。
- ⑥貸金業法（昭和58年法律第32号、その後の改正を含む。）第24条第3項に定義される取立て制限者、又はこれに類する者。
- ⑦人を威迫し、若しくはその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により人を困惑させる虞のある者又はこれらのために本件不動産を利用しようとする者。
- ⑧その他公序良俗に反する団体若しくはその関係先又は著しく信用に欠けると判断される者。
- ⑨第1号乃至第8号に該当する者を親会社その他の関連会社として有する法人。

2. 当社は、いかなる場合においても、前項における否認先が経営に実質的に関与している法人に対して本施設の利用を禁ずる。

3. 当社は、本施設を否認先の事務所の用に供することを禁ずる。

4. メンバーは、以下の各号のいずれかに掲げる行為（以下、「暴力的な行為等」という。）を行ってはならない。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
- ⑤その他前各号に準ずる行為。

5. 当社は、メンバーが次の各号に該当する場合、何らの催告を要せずに、メンバー契約を解除することができる。

- ①第1項の確約に違反したとき
- ②前三項に違反したとき
- ③否認先が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ④否認先が利用していると認められるとき
- ⑤否認先に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑥否認先と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑦自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者ならびに他のメンバーに対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

6. 当社は、前項の規定により、メンバー契約を解除した場合には、メンバーに損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、解除されたメンバーはその損害を賠償するものとする。

第29条（規定の改定）

本規約は、当社の都合により内容が変更されることがあり、メンバーはかかる改定に異議を述べない。なお、変更の際には、本施設の公式ホームページ上でメンバーへの通知等を行うが、通知忘れ等の当社に過失がある場合を除き、変更に伴う責任を当社は一切負わないものとする。

第30条（優先適用）

本規約の内容とそれ以外の諸規定、諸規則に齟齬が生じた場合、本規約が優先して適用されることとする。

第31条（合意管轄）

本施設の利用に関し紛争が生じたときは、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第32条（規定外事項）

本規約に定めのない事項および本規約の解釈に疑義を生じたときは、当社およびメンバーは、誠意をもって協議し、その解決にあたる。

以上、メンバーは、本規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することのないよう、本施設の円滑な運営のために当社および他のメンバーと相互に協力し合うものとする。

2020年4月10日 制定
2020年7月10日 改定 入会契約、メンバー契約の条項の追加、明記 他
2020年12月1日 改定 料金プラン、料金の変更 他
2021年2月1日 改定 月額会員料金変更 他
2021年4月1日 改定 会費支払い時期変更 他
2021年10月1日 改定 運営会社の変更、休会制度の追記 他
2021年12月1日 改定 本施設の利用条件の明確化、料金変更、バーチャルオフィス運用追記 他